

(仮称) 地域事務所条例 (案) に盛り込むべき主な項目と考え方

1 設置

地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、中野区地域事務所(以下「地域事務所」という。)を設置する。

《考え方》

- 地域事務所は、区長の権限に属する事務のうち窓口サービスを主とした事務を地域で執行していくため、地方自治法第155条第1項の出張所として設置していきます。
- 地域事務所が分掌する事務は、現在、地域センターで行っている窓口サービスを中心に展開するとともに、新たなニーズにも対応しながら地域での行政サービスを充実させていくことを考えています。

2 名称等

地域事務所の名称、位置と所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
中野区南中野地域事務所	中野区南台三丁目6番17号	中野区の区域
中野区東部地域事務所	中野区中央二丁目18番21号	
中野区江古田地域事務所	中野区江原町二丁目3番15号	
中野区野方地域事務所	中野区野方五丁目3番1号	
中野区鷺宮地域事務所	中野区鷺宮三丁目22番5号	

《考え方》

- 地域事務所は、窓口サービスの取り扱い件数、地域のバランスや交通事情を総合的に判断して、5か所(南中野、東部、江古田、野方、鷺宮)に設置します。
- すべての地域事務所が、区内全域を担当します。